

# 令和8年和泉市教育委員会第1回臨時会

日 時：令和8年2月26日（木） 午後3時00分から  
場 所：和泉市役所3階 3A・3B会議室

## 1. 開 会

## 2. 会議録署名委員の指名について

## 3. 教育長の報告

## 4. 審議事項

議案第 8号 令和8年和泉市議会第1回定例会に提出する議案について  
補正予算について

案件1 学校施設整備事業（消防設備等改修工事）（繰越明許費）

議案第 9号 和泉市特定歴史公文書の利用等に関する規則制定について

議案第10号 和泉市いずみの国歴史館運営規則の一部を改正する規則制定について

議案第11号 和泉市部活動地域展開推進計画の策定について

議案第12号 和泉市スポーツ推進審議会委員の委嘱について

議案第13号 和泉市立小学校・中学校・義務教育学校の教職員一般人事について（非公開）

## 5. 報告事項

(1) 和泉市生涯学習推進委員会委員の委嘱について

## 6. 情報提供

(1) 叙勲について

(2) 2027年「和泉市はたちのつどい」開催について

## 7. 閉会

教育長の報告（令和8年2月5日～令和8年2月25日）

- 2月6日（金） 令和7年度K I X泉州国際マラソン姉妹都市ランナー 表敬訪問（第1公室）  
校長開示面談（市役所）  
公共施設マネジメント推進本部会議（市役所）
- 2月7日（土） いずみ市民大学まちづくり学部卒業式（和泉シティプラザ）  
令和7年度和泉市三師会連絡協議会・令和8年和泉市三師会新年互礼会  
（岸和田グランドホール）
- 2月9日（月）～2月13日（金）  
校長開示面談（市役所）
- 2月10日（火） 令和7年度第2回和泉市いじめ防止対策委員会（市役所）
- 2月11日（水） 第61回和泉市こども会大会（コミュニティセンター）
- 2月13日（金） 公開授業見学（和泉中学校）
- 2月15日（日） 泉北ブロック青少年指導員連絡協議会研修会（コミュニティセンター）
- 2月17日（火） 北池田中学校陸上部 表敬訪問（庁議室）
- 2月18日（水） 令和7年度在日外国人教育研修会（市役所）
- 2月19日（木） 令和8年和泉市議会第1回定例会＜議案審議＞（議場）  
学校力向上協議会（市役所）
- 2月20日（金） 叙勲伝達式（市長公室）  
令和7年度市町村教育委員会教育長・学校教育指導主管部課長会議（アウィーナ大阪）
- 2月22日（日） 令和7年度和泉市少年軟式野球協会学童合同卒団式（コミュニティセンター）
- 2月24日（火） 令和7年度第2回和泉市道徳教育推進教師研修会（市役所）
- 2月25日（水） 令和8年和泉市議会第1回定例会＜厚生文教委員会＞（委員会室）  
和泉市私立幼稚園連合会懇談・懇親会（UOKENビル）

補正予算説明書  
(学校施設整備事業(消防設備等改修工事))

学校園管理室

### 1. 補正の理由

国において、公立学校施設の老朽化対策や耐震対策、防災機能強化等、子どもたちの安全安心な教育環境の確保等を目的とした補正予算が令和7年12月に成立し、令和8年2月に補助金の内定を受けたことにより、令和8年度工事を予定していたが予算措置を留保していた消防・防災設備改修工事について、令和7年度予算に補正予算を計上のうえ、全額を繰越明許費として令和8年度に繰り越すとともに、既に令和7年度に予算措置し、繰り越しのうえ令和8年度工事を予定していた校舎大規模改修工事について、財源内訳の変更補正を行い、財源確保に努めるもの。

### 2. 補正の内容

- 消防設備等改修工事 ※新たに補正予算を計上し、全額を令和8年度に繰越

(単位：千円)

| 学校名     | ①事業費   | ②国費    | ③市債    | ④一般財源<br>(①-②-③) |
|---------|--------|--------|--------|------------------|
| 鶴山台北小学校 | 56,716 | 18,905 | 37,800 | 11               |

- 校舎大規模改修工事 ※財源内訳の変更に係る補正予算を計上

令和7年第4回市議会定例会にて事業費等の補正予算を計上済み

令和8年2月の補助金内定に伴い財源の変更を行う (国費：179,566千円、市債：74,900千円)

【財源内訳】

#### (1) 令和7年第4回市議会定例会

(単位：千円)

|        | ①事業費      | ②国費 | ③市債     | ④一般財源<br>(①-②-③) |
|--------|-----------|-----|---------|------------------|
| 伯太小学校  | 147,400   | 0   | 110,500 | 36,900           |
| 北池田小学校 | 216,800   | 0   | 162,600 | 54,200           |
| 緑ヶ丘小学校 | 177,500   | 0   | 133,100 | 44,400           |
| 郷荘中学校  | 181,300   | 0   | 135,900 | 45,400           |
| 南池田中学校 | 295,400   | 0   | 221,500 | 73,900           |
| 合計     | 1,018,400 | 0   | 763,600 | 254,800          |



#### (2) 今回補正

(単位：千円)

|             | ①事業費      | ②国費     | ③市債     | ④一般財源<br>(①-②-③) |
|-------------|-----------|---------|---------|------------------|
| 伯太小学校       | 147,400   | 16,666  | 130,700 | 34               |
| 北池田小学校      | 216,800   | 35,411  | 181,300 | 89               |
| 緑ヶ丘小学校      | 177,500   | 30,000  | 147,500 | 0                |
| 郷荘中学校       | 181,300   | 34,596  | 146,600 | 104              |
| 南池田中学校      | 295,400   | 62,893  | 232,400 | 107              |
| 合計          | 1,018,400 | 179,566 | 838,500 | 334              |
| 財源変更(2)-(1) | 0         | 179,566 | 74,900  | ▲254,466         |

## 和泉市特定歴史公文書の利用等に関する規則制定について（概要）

文化遺産活用課

## 1 主な制定の理由

和泉市公文書の管理等に関する条例（令和6年和泉市条例第11号、以下「条例」という。）は、公文書について、その発生から保存期間満了後までの取扱いを定めるものである。条例第1章及び第2章が規定する現用公文書の取扱い（収受、作成、起案、決裁、発送、整理及び保存等）に関しては、和泉市公文書の管理等に関する条例施行規則（令和6年規則第25号）が制定されている。

保存期間を満了した公文書の取扱いを規定した条例第3章については、令和8年4月1日に全部施行されることから、新たに和泉市特定歴史公文書の利用等に関する規則を制定し、必要な手続きを定める必要がある。

## 2 主な制定の内容

特定歴史公文書の受入れ（第3条）、目録の作成および公表（第8条）、利用者の責務（第10条）、利用請求の方法（第11条）、利用請求に対する決定の通知（第13条）、写しの交付（第17条）、簡便な方法による利用（第20条）、実施期間による利用の特例（第27条）、廃棄（第28条）など

## 3 施行期日

令和8年4月1日

## 和泉市いずみの国歴史館運営規則の改正について（概要）

文化遺産活用課

## 1 主な改正の理由

平成11年に開館した和泉市いずみの国歴史館（以下「歴史館」という。）では、郷土の歴史資料及び文化財を収集・保管・展示してきた。令和6年3月には、いずみの国歴史館に「文書館」機能を開設し、市史編さん事業で寄贈・寄託を受けた古文書等の地域資料及び特定歴史公文書を、歴史館において一般の利用に供するため、和泉市いずみの国歴史館条例の一部を改正する条例を制定したところである。

特定歴史公文書の利用手続きについては、本議案と同時に制定を予定する和泉市特定歴史公文書の利用等に関する規則において定めるものであるが、古文書等の地域資料の利用手続き（資料等の特別利用）については、和泉市いずみの国歴史館運営規則において定める必要がある。

## 2 主な改正の内容

## (1) 資料等の特別利用（第5条、第6条）

古文書等の地域資料を一般の利用に供するため、特別利用の項目として、従来規定されていた「模写、模造、撮影等」に「閲覧」を追加する。併せて複写も可能となるよう条文を整備する。

## (2) 定例的な手続きに係る様式（第7条～第11条）

貸出し、掲載、寄贈、寄託、借用に係る様式を整備する。

## (3) 入館者の遵守事項（第4条）

特定歴史公文書の利用及び資料等の特別利用を行う施設として、歴史館の機能を拡充するにあたり、歴史館の入館者が遵守しなければならない事項を定める。

## 3 施行期日

令和8年4月1日

令和8年1月30日

和泉市教育長 大槻 亮志 様

和泉市部活動地域移行計画策定委員会  
委員長 中村 浩也

## 和泉市部活動地域移行計画の検討について（答申）

令和7年2月19日付け和泉教生第3172号で諮問のあった「和泉市部活動地域移行計画の検討」について、別添のとおり、答申します。

今後、計画策定及び改訂にあたっては本答申を十分尊重されるとともに、下記の事項に十分配慮され、計画を推進されたい。

## 記

## 【和泉市部活動地域展開計画について】

## 1 部活動地域展開の方向性について

(1) 部活動指導員の充実・(2) 合同部活動や拠点校部活動の実施・(3) 大学との連携が案として示されていたことについて、方向性としては現実的な内容であると考え。各部活動や学校の実情や実現可能性を踏まえて、複数の方法の組み合わせや段階的な実施も含めて検討をされたい。

## 2 運用の方針の検討について

計画策定後、具体的な地域展開の運用の方針の検討を進める中で、子どもの思いが抜けないように留意されたい。また、指導者に最低限求める基準を設定することに加え、その質をどのように担保するか十分に整理されたい。

子どもたちの運動能力の差による怪我の危険性や活動場所への移動における安全性への対策を考慮されたい。

やる気のある教員は引き続き部活動関わっていただくことも考えられるが、その場合も、教員の負担が軽減できる方法を検討されたい。

部活動の受け皿として地域資源を活用のため関係団体に協力を求める際においては、部活動の種類ごとにどれだけの要望があるかといった情報を具体的に把握し示されたい。

部活動指導員の広がりきっていない状況を踏まえ、地域展開後に指導を担ってくれる団体が、お金や時間の問題によってバーンアウトすることがないように考慮されたい。

計画策定後においても、具体的な運用については熟議を重ねて進められたい。

# 和泉市部活動地域展開推進計画（案）

令和8年2月

和泉市教育委員会

# 1. 検討の背景

## (1) 国の動向

学校部活動は、学校における生徒の自主的・自発的な活動として、共通の興味・関心のある生徒が参加し、教師等の指導のもと、学校教育の一環として行われてきました。体力や技能の向上等を図る目的以外にも、教科教育とは異なる集団での活動の中で、生徒同士や生徒と教師等との好ましい人間関係の構築を図ったり、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感が無理なく育まれたりするなど、生徒の多様な学びの場、活躍の場として、教育的意義を有してきました。

しかしながら、今日においては、少子化が進行するなかで、学校部活動に参加する生徒は減少しており、従前と同様の運営体制で維持することは難しくなっています。生徒の豊かな活動を実現するためには、学校と地域との連携・協働により、学校部活動の在り方に関し速やかに改革に取り組み、生徒や保護者の負担に十分配慮しつつ、持続可能な活動環境を整備する必要があります。

これらの状況を踏まえ、令和2年9月にスポーツ庁から「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革」が示され、令和4年12月にスポーツ庁・文化庁から「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」が示されました。また、令和7年5月16日に示された「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」の最終とりまとめでは、地域移行の名称を「地域展開」に変更するほか、令和8年度年度からの6年間を「改革実行期間」に定め、休日については実行期間内に「原則、全ての学校部活動において地域展開の実現を目指す」とし、平日・休日を通じた活動を包括的に企画・調整することとされました。

## (2) 府の動向

大阪府は国のガイドラインを踏まえ、平成31年2月に策定した「大阪府部活動の在り方に関する方針」を令和5年8月に改訂しました。

## (3) 計画策定の目的

本計画は、大阪府部活動の在り方に関する方針等を踏まえ、和泉市立中学校及び義務教育学校後期課程に在籍する生徒が将来にわたり、スポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保していくこと、学校における働き方改革を推進していくことをめざし、本市の実態に合った地域連携・地域展開を実現するために策定するものである。

## 2. 部活動地域展開の実施パターン

### (1) 総合型地域スポーツクラブ型

|                    |   |
|--------------------|---|
| <p>概要</p>          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・国としては理想的な移行方法としている。(事務局となる総合型スポーツクラブがある場合)</li> <li>・総合型地域スポーツクラブが事務局となり出納管理や学校との連絡調整、生徒・指導者の保険加入手続き等を行う。</li> <li>・有償での実施が想定される。</li> </ul>  |
| <p>生徒にとってのメリット</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校で実施できれば、移動の面で生徒・保護者の負担は増えない。</li> <li>・指導者から専門的な指導を受けることができ、技能・意欲の向上が期待できる。</li> <li>・学校ではできなかった部活や生徒のニーズに対応できる可能性。</li> </ul>  |
| <p>懸念点</p>         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・有償での参加となるため、保護者理解を得る必要がある。(世帯によっては参加できない可能性がある)</li> <li>・参加者数に応じて、月謝も変わってくる。</li> <li>・和泉市では光俱樂部しか総合型地域スポーツクラブがない。(ショートテニス、リズム体操、マット運動、ミニバスケットを実施)</li> </ul>  |
| <p>見解</p>          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・和泉市においては、全く受け皿がない状況であり、新たに総合型地域スポーツクラブを立ち上げるには、市が主導で進めていく必要があり、かなりの労力と時間を要することが想定されるが、担い手が見つからない可能性も多分にあると考えられる。</li> <li>・将来的に部活動指導員を担い手とすることは、一つの方法である。</li> <li>・もし、実現しても校区ごとではなく、集約型になることが想定される。</li> </ul> |
| <p>実施イメージ図</p>     |   |
| <p>実現可能性</p>       | <p>低</p>  |

(2) 拠点校型

|                    |   |
|--------------------|---|
| <p>概要</p>          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・複数の学校を集約して実施し、専門の指導者を派遣する形。</li> <li>・競技ごとに拠点校を指定するパターンもあり。</li> <li>・単一の競技を行っている地域のスポーツクラブに依頼する形も想定される。</li> </ul>   |
| <p>生徒にとってのメリット</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・指導者から専門的な指導を受けることができ、技能・意欲の向上が期待できる。</li> <li>・部員不足が解消でき、一つの学校では実施できなかった種目が可能となり、試合に出られるようになる。</li> <li>・生徒間交流が生まれる。</li> </ul>   |
| <p>懸念点</p>         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・部活動指導員が実施する場合は、有償でなくても実施できる可能性はあるが、地域のスポーツクラブで実施する場合は、有償となることが想定される。</li> <li>・拠点までの移動が必要となるため、生徒・保護者の負担増。</li> <li>・学校間の調整に関する負担が大きい。</li> </ul>   |
| <p>見解</p>          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・総合型地域スポーツクラブとしての受け皿を見込むことが難しく、全校全部活それぞれで指導する人材を確保することが難しいのであれば、有効な手段であると考えられる。</li> <li>・学校間の調整、実施場所、移動手段が整えば実施可能であると考えられる。</li> <li>・部活動指導員の活用が可能。</li> <li>・堺市では、すでに実施しているため、参考にできる。</li> </ul>   |
| <p>実施イメージ図</p>     | <p>The diagram illustrates the implementation model. At the top left, a box labeled '和泉市' (Wakayama City) has an arrow labeled '依頼' (Request) pointing to a green-bordered box containing '&lt;人材確保&gt;' (Personnel Securing) with sub-items: '・スポーツ団体' (Sports Clubs), '・学校' (Schools), '・民間事業者' (Private Businesses), '・大学' (Universities), and '・大阪府の人材バンク 等と連携' (Cooperation with Osaka Prefecture's Sports Bank, etc.). From this green box, two arrows point down: '運営' (Operation) on the left and '人材派遣' (Personnel Dispatch) on the right. Both point to a central blue-bordered box labeled '特定の学校や大学施設などを拠点として実施' (Implementation using specific schools or university facilities as hubs). This central box contains five sub-boxes: '野球' (Baseball), 'バスケットボール' (Basketball), 'バレーボール' (Volleyball), '卓球' (Table Tennis), and '基礎トレーニング' (Basic Training). Below this central box, four orange circles labeled '学校' (School) have arrows pointing up towards the central box, with the text '希望者参加' (Participation by interested parties) placed between the second and third schools.</p> |
| <p>実現可能性</p>       | <p>中</p>  |

(3) 単一スポーツクラブ型

|                    |  |
|--------------------|--|
| <p>概要</p>          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域に既存のスポーツクラブがあれば、その部活のみスポーツクラブに移行する形。</li> <li>・移行ができない競技については、部活動指導員で対応。</li> <li>・水泳部の生徒がスイミングスクールをメインとして学校で活動せず、試合は学校から出場しているようなイメージ。</li> </ul>   |
| <p>生徒にとってのメリット</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校で実施できれば、移動の面で生徒・保護者の負担は増えない。</li> <li>・指導者から専門的な指導を受けることができ、技能・意欲の向上が期待できる。</li> <li>・学校ではできなかった部活や生徒のニーズに対応できる可能性。</li> </ul>   |
| <p>懸念点</p>         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域スポーツクラブで実施する場合は月謝が発生するが、部活動指導員の派遣の場合は、月謝なしで実施できるため、差異が発生し、保護者の理解を得ることが難しい。</li> <li>・学校で実施ができない競技の場合移動が必要となり、生徒・保護者の負担増。</li> <li>・すべての競技を担うことはできない。</li> </ul>  |
| <p>見解</p>          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・市内で活動しているスポーツクラブは多数あるため、一定の活用は可能であると考えられる。</li> <li>・すべての部活に対応することは難しいが、一部の部活を単一スポーツクラブ型で担っていくことは考えられる。</li> </ul>   |
| <p>実施イメージ図</p>     | <p>The diagram illustrates the implementation concept. At the top is a box labeled '各学校' (All Schools). Below it are three boxes: 'サッカークラブ' (Soccer Club), '剣道道場' (Kendo Dojo), and 'スイミングスクール' (Swimming School). At the bottom is a box labeled '市' (City). Blue arrows point from '市' to each of the three middle boxes, with the word '調整' (Adjustment) written in orange to the left. Blue arrows also point from each of the three middle boxes to '各学校'. An orange arrow labeled '連携' (Cooperation) points from '各学校' to 'スイミングスクール'. A yellow box at the top right contains the text: 'それぞれの地域にあるスポーツクラブと連携し、連携が可能な部活から地域移行していく。' (Cooperate with sports clubs in each region and transfer activities from which cooperation is possible to the region).</p> |
| <p>実現可能性</p>       | <p>高</p>   |

### 3. 本市における部活動の状況と課題

(1) 中学校数及び生徒数（令和7年5月1現在）

中学校8校、義務教育学校2校、生徒数4,996人

(2) 部員数及び設置部数（令和7年9月現在）

【運動部】

- ・17種目 115部活動 ・部員数：2,462人
- ・顧問教員数：251人（うち専門的な指導ができる顧問153人）
- ・外部指導者：8人 ・部活動指導員：10人

【文化部】

- ・12種目 38部活動 ・部員数：869人
- ・顧問教員数：100人（うち専門的な指導ができる教員33人）
- ・外部指導者：4人 ・部活動指導員：3人

(3) 部活動参加率（令和7年7月現在）

- 【和泉市】部活動参加率・・・66.7%（R7）、69.1%（R6）  
運動部活動参加率・・・49.3%（R7）、50.5%（R6）
- 【全 国】運動部活動参加率・・・58.1%（R3）

(4) 専門的な指導はできないが顧問となっている教員

（令和5年のアンケート結果）

- ・運動部 39%
- ・文化部 63%

(5) 課題

- ・休日に活動している部活動の顧問教員のうち約30%が「休日は指導にかかわりたくない」とアンケート調査で回答
- ・専門的な指導ができない顧問の教員の増加
- ・部活動の地域展開に対応できる地域資源がほとんどない

## 4. 本市における部活動地域展開の方向性

地域展開の手法については、生徒の想いを中心に、それぞれのメリット・デメリットや、実現性・継続性にも十分考慮しながら広く可能性を検討するものとします。また、検討にあたっては、国の動向を注視しつつ、和泉市の部活動の課題をその都度評価しながら実施することとし、複数の案の併用も含めて実情を考慮しながら段階的に実施することも検討します。

### (1) 部活動指導員の充実

専門指導の充実、教師の負担軽減を図るため、教師以外が指導を行う体制の整備を目的に、運動部・文化部への部活動指導員の更なる配置を検討します。

### (2) 合同部活動や拠点校部活動の実施

部員数が少なく単独でチームが組めない等の理由で、単独では十分な活動が認められない場合には、他校と合同チームを組む「合同部活動」を実施することを検討します。また、状況によって、在籍校に希望する部活動がなくても近隣の学校で行われる部活動に参加することができる「拠点校部活動」についても検討の対象とします。

### (3) 大学との連携

桃山学院大学と桃山学院教育大学が令和7年4月に統合し、本市にある桃山学院大学に新たな学部として人間教育学部が設置されています。そのことに伴い、桃山学院大学と連携し、希望する学生を指導者として養成し、指導者の人材確保を行う等様々な取組について検討していきます。

## 5. 本計画の見直しについて

本計画については、国のガイドラインの改訂があった際や各種取組状況を踏まえつつ、適宜内容の見直し・改訂を行います。

## 和泉市スポーツ推進審議会委員名簿（案）

（順不同・敬称略）

|    | 氏名                  | 所属                             | 備考   | 任期                        |
|----|---------------------|--------------------------------|------|---------------------------|
| 委員 | うらかわ けんいち<br>浦川 健一  | 和泉市町会連合会                       | 1号委員 | 令和8年3月16日から<br>令和10年3月15日 |
| 委員 | かなたに ただお<br>金谷 忠男   | 和泉市スポーツ推進委員協議会                 |      |                           |
| 委員 | たていし たけひろ<br>立石 武弘  | 和泉市体育協会                        |      |                           |
| 委員 | あわじや たかゆき<br>淡路屋 隆之 | 和泉市PTA協議会                      |      |                           |
| 委員 | かどばやし きよし<br>門林 淳   | 和泉市老人クラブ連合会                    |      |                           |
| 委員 | のぐち さちこ<br>野口 祥子    | 和泉市障がい者団体連絡協議会                 |      |                           |
| 委員 | すずき ゆうた<br>鈴木 雄太    | 大阪公立大学<br>都市健康・スポーツ研究センター 准教授  | 2号委員 |                           |
| 委員 | たけうち やすこ<br>竹内 靖子   | 桃山学院大学<br>社会学部 ソーシャルデザイン学科 准教授 |      |                           |
| 委員 | (欠員)                | 公募委員                           | 3号委員 |                           |

※以下の者については、PTA協議会からの申出により、前任者（坂東<sup>ばんどう</sup> 剛<sup>たけし</sup>）の残任期間（令和8年2月26日から令和8年3月15日）について併せて委嘱する

|    | 氏名                  | 所属        | 備考   | 任期                       |
|----|---------------------|-----------|------|--------------------------|
| 委員 | あわじや たかゆき<br>淡路屋 隆之 | 和泉市PTA協議会 | 1号委員 | 令和8年2月26日から<br>令和8年3月15日 |

## 参考条文

### ○和泉市スポーツ推進審議会条例（一部抜粋）

（委嘱）

第3条 審議会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。

(1) 関係団体の代表

(2) 学識経験者

(3) 公募による市民

（任期）

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

### ○和泉市教育委員会の事務委任等に関する規則（一部抜粋）

第2条 教育委員会は、法第25条第2項に定めるもののほか次に掲げる事項を除き、その権限に属する教育事務を教育長に委任する。

(1) 学校教育又は社会教育に関する一般方針を定めること。

(2) 重要な教育財産の取得及び処分の手続に関すること。

(3) 教育内容の方針に関すること。

(4) 教科用図書採択に関すること。

(5) 社会教育委員等の重要な委員の任免に関すること。

(6) 請願及び訴訟に関すること。

(7) 前各号に掲げるもののほか、委員会が重要と認める事項

※法とは「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」をいう。

## 議案第8号

令和8年和泉市議会第1回定例会に提出する議案について

次の案件を令和8年和泉市議会第1回定例会に提出することについて、議決を求める。

令和8年2月26日提出

和泉市教育委員会教育長 大槻 亮志

案件 補正予算について

1. 学校施設整備事業（消防設備等改修工事）（繰越明許費）

### 理 由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の規定に基づき、議会の議決を経るべき議案は、教育委員会の意見を聴かなければならない。これが本議案を提出する理由である。

## 議案第9号

和泉市特定歴史公文書の利用等に関する規則制定について

和泉市特定歴史公文書の利用等に関する規則を次のように制定する。

令和8年2月26日提出

和泉市教育委員会教育長 大槻 亮志

### 理 由

和泉市公文書の管理等に関する条例第3章（第11条第1項から第3項までを除く。）の施行に伴い、教育委員会が処理する事務等に関して必要な事項を定める必要がある。

これが、この規則案を提出する理由である。

## 和泉市教育委員会規則第 号

### 和泉市特定歴史公文書の利用等に関する規則（案）

#### （趣旨）

第1条 この規則は、和泉市公文書の管理等に関する条例（令和6年和泉市条例第11号。以下「条例」という。）に基づき、特定歴史公文書の保存、利用及び廃棄（以下「利用等」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

#### （用語）

第2条 この規則における用語の意義は、条例において使用する用語の例による。

#### （受入れ等）

第3条 教育委員会は、教育委員会以外の実施機関で保存する歴史公文書として、保存期間が満了したときに教育委員会に移管する措置が定められたもののうち、条例第8条第2項の規定に基づき、教育委員会に移管されるものについて、保存期間が満了した日から可能な限り早い時期に受入れの日を設定し、当該歴史公文書を受け入れるものとする。

2 教育委員会は、前項の規定により受け入れた特定歴史公文書及び条例第8条第4項の規定により引き続き保存する特定歴史公文書について、次の各号に掲げる措置を施すものとする。

- （1）生物被害への対処その他の保存に必要な措置
- （2）識別を容易にするために必要な番号等（以下「請求番号」という。）の付与
- （3）条例第13条第1項各号に掲げる情報（以下「利用制限情報」という。）の該当性に関する事前審査
- （4）条例第11条第4項に規定する目録の作成

#### （著作権等の調整）

第4条 教育委員会は、特定歴史公文書に著作物、実演、レコード又は放送若しくは有線放送に係る音若しくは影像（以下この条において

「著作物等」という。)が含まれている場合は、当該著作物等について、必要に応じて、あらかじめ著作者、著作権者、実演家又は著作隣接権者から著作者人格権、著作権、実演家人格権又は著作隣接権に関する利用等の許諾や同意を得ること等により、当該特定歴史公文書の円滑な利用に備えるものとする。

(保存方法等)

第5条 教育委員会は、条例第11条第2項の規定に基づき、特定歴史公文書(電磁的記録を除くもの。)を保存するにあたっては、専用の書庫(以下「書庫」という。)において永久に保存するものとする。

2 教育委員会は、書庫について、保存に適した温度、湿度等の管理に努めるとともに、防犯、防災、防虫等のための適切な措置を講ずるものとする。

3 教育委員会は、特定歴史公文書のうち電磁的記録については、その種別を勘案し、当該特定歴史公文書を利用できるようにするため、記録媒体の変換その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(複製物の作成)

第6条 教育委員会は、特定歴史公文書について、内容、保存状態、時の経過、利用の状況等に応じ、適切な保存及び利用を確保するため、計画を定めた上で、適切な記録媒体による複製物を作成するよう努めなければならない。

(個人情報の漏えいの防止のために必要な措置)

第7条 条例第11条第3項の個人情報の漏えいの防止のために必要な措置は、次に掲げる措置とする。

- (1) 書庫の施錠その他の物理的な接触の制限
- (2) 当該特定歴史公文書に記録されている個人情報に対する不正アクセス行為(不正アクセス行為の禁止等に関する法律(平成11年法律第128号)第2条第4項に規定する不正アクセス行為をいう。)を防止するために必要な措置
- (3) 特定歴史公文書の保存等に従事する職員(以下「担当職員」という。)に対する教育及び研修の実施
- (4) 前3号に掲げるもののほか、個人情報の漏えいの防止のために必要な措置

(目録の作成及び公表)

第8条 条例第11条第4項の規定に基づき作成する目録には、次に掲げる事項(条例第13条第1項に掲げる情報に該当するものを除く。)を記載するものとする。

- (1) 分類
- (2) 請求番号
- (3) 名称
- (4) 公文書を移管し、又は引き続き保存した課等の名称
- (5) 公文書を移管し、又は引き続き保存することを決定した年度
- (6) 保存場所
- (7) 媒体の種別
- (8) 利用制限の区分(公開、部分公開、非公開又は要審査のいずれかとする。)
- (9) 簡便な方法による利用の可否
- (10) 前各号に掲げるもののほか、特定歴史公文書の適切な保存及び利用に資する情報

2 教育委員会は、条例第11条第4項の目録を、インターネットの利用等により公表しなければならない。

(本人であることを示す書類)

第9条 条例第14条に規定する本人であることを示す書類は、利用請求をするものの氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。)、運転免許証その他これらに類する書類として教育委員会が適当と認めるものとする。

(利用者の責務)

第10条 条例第12条第1項の規定に基づき、利用請求をしようとするものは、この条例の目的に即し、適正な請求に努めるとともに、特定歴史公文書を利用するときは、これによって得た情報を適正に使用することに努めるものとする。

(利用請求の方法)

第11条 条例第15条第1項の規定による利用請求は、特定歴史公文書利用請求書（様式第1号）により行うものとする。

2 条例第15条第1項第3号の教育委員会規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 希望する利用の方法

(2) 利用請求者の連絡先（法人その他の団体にあつては、当該利用請求の担当者の氏名及び連絡先）

3 条例第15条第2項の規定による補正の求めは、特定歴史公文書利用請求補正通知書（様式第2号）により行うものとする。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第12条 教育委員会は、条例第16条第5項の規定により第三者の意見を聴く場合は、特定歴史公文書の利用に係る第三者意見照会書（様式第3号）によるものとする。

2 前項の規定により照会を受けたものが、意見を述べようとするときは、特定歴史公文書の利用に係る第三者意見回答書（様式第4号）により行うものとする。

3 教育委員会は、前2項の規定により、第三者が特定歴史公文書の利用に反対の意思を表示している場合において、利用させる旨の決定を行うときは、利用させる旨の決定を行う日と利用させる日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。

4 教育委員会は、第三者の意見を聴いた後、利用させる旨の決定を行った場合は、当該第三者に対し、第三者情報に係る特定歴史公文書利用決定通知書（様式第5号）によりその旨を通知するものとする。

(利用請求に対する決定の通知)

第13条 条例第16条第2項の規定による通知は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号の定めるところにより行うものとする。

(1) 請求された特定歴史公文書の全部を利用させるとき 特定歴史公文書利用決定通知書（様式第6号）

(2) 請求された特定歴史公文書の一部を利用させるとき 特定歴史公文書一部利用決定通知書（様式第7号）

(3) 請求された特定歴史公文書を利用させないとき 特定歴史公文書利用制限決定通知書（様式第8号）

(利用決定に係る期限延長の通知)

第14条 条例第16条第4項の規定による通知は、特定歴史公文書利用決定期間延長通知書(様式第9号)により行うものとする。

2 条例第17条の規定による通知は、特定歴史公文書利用決定期間特例延長通知書(様式第10号)により行うものとする。

(電磁的記録の利用方法)

第15条 条例第18条第2項の規定により教育委員会が定める電磁的記録の利用方法は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 音声データ 次のいずれかの方法

ア 専用機器により再生したものの聴取

イ 電磁的記録媒体(電磁的記録を記録する記録媒体をいう。以下この条において同じ。)に複製したものの交付

(2) 映像データ(写真等を表示する画像データを含む。) 次のいずれかの方法

ア 専用機器により再生したものの視聴(写真等を表示する画像データにあつては、用紙に出力したものの閲覧を含む。)

イ 電磁的記録媒体に複製したもの(写真等を表示する画像データにあつては、用紙に出力したものを含む。)の交付

(3) 前2号に掲げるもの以外の電磁的記録 次のいずれかの方法

ア 用紙に出力したものの閲覧又は交付

イ 電磁的記録媒体に複製したものの交付

ウ その他当該電磁的記録に応じて適切な方法

(特定歴史公文書の利用)

第16条 特定歴史公文書の利用は、第13条に規定する通知書により指定する日時及び場所において行うものとする。

2 特定歴史公文書を利用するものは、当該特定歴史公文書の原本につき、改ざん、紛失、汚損又は破損してはならない。

3 教育委員会は、前項の規定に違反するものに対し、特定歴史公文書の利用を中止させ、又は禁止することができる。

(特定歴史公文書の写しの交付)

第17条 条例第18条第2項の規定による特定歴史公文書の写しの交付は、当該特定歴史公文書の全部について行うほか、その一部についても行うことができる。この場合において、教育委員会は、利用請求者に対し、具体的な範囲の特定を求めるものとする。

2 写しの交付は、次の各号に掲げる特定歴史公文書の媒体について、当該各号に定めるものの中から教育委員会が指定した方法のうち、利用請求者の希望するものについて、実施するものとする。

(1) 文書、図画、写真、フィルム（条例第13条第3項の規定により作成された複製物を含む。）

イ 用紙に複写したもの

ロ 複製物である電磁的記録を用紙に出力したもの

ハ スキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）により読み取ってできた電磁的記録を電磁的記録媒体に複写したもの

(2) 電磁的記録

イ 用紙に出力したもの

ロ 教育委員会が所有する電磁的記録媒体に複写したもの

3 写しの交付は、教育委員会が指定する場所において行うほか、利用請求者の求めに応じ、郵送等により行うことができる。この場合において必要な送料は、当該利用請求者が負担しなければならない。

（費用）

第18条 条例第19条第2項の規定による写しの作成及び送付に要する費用の額は、別表のとおりとする。

2 前項に規定する費用は、前納とする。

（諮問をした旨の通知）

第19条 条例第21条第2項の規定による通知は、諮問通知書（様式第11号）により行うものとする。

（簡便な方法による利用等）

第20条 教育委員会は、条例第13条において利用が認められている特定歴史公文書について、第11条から第17条までに定める手続きのほか、目録において簡便な方法による利用が認められているものについては、次項に定める手続きにより利用に供することができる。

2 簡便な方法による特定歴史公文書の利用を希望するものは、特定歴史公文書簡易閲覧申込書（様式第12号）を教育委員会に提出するものとする。

3 教育委員会は、前項の申込があったときは、原則として、申込を受理した日に当該特定歴史公文書を利用に供するものとする。

4 教育委員会は、特定歴史公文書のデジタル画像等の情報をインターネットの利用により公開すること等の方法により、積極的に一般の利用に供するものとする。

（展示会の開催等）

第21条 教育委員会は、展示会の開催、講座の実施その他の取組みを行い、特定歴史公文書の利用の促進に努めるものとする。

（貸出し）

第22条 教育委員会は、国、他の地方公共団体その他教育委員会が適当と認めるものから公衆の観覧に供するための催し等において利用するために特定歴史公文書の貸出しの申込みがあった場合には、別に定めるところにより、当該特定歴史公文書を貸し出すことができる。

（電磁的記録でない原本の特別利用）

第23条 教育委員会は、電磁的記録に変換する前の書面をもって原本とする特定歴史公文書であって、原本の利用を認めるとその保存に支障を生ずるおそれがあるものについて、複製物によっては利用目的を果たすことができない場合その他原本による利用が必要と認められる場合には、次条及び第25条に定めるところにより、当該原本の利用を希望するものに対し、特別に原本を利用させることができる。

（特別利用の手続）

第24条 前条の特定歴史公文書の原本の利用を希望するものは、利用請求と同時に、特定歴史公文書原本特別利用申込書（様式第13号）を提出しなければならない。

2 教育委員会は、特定歴史公文書の原本を特別に利用させる場合は、第13条に規定する通知書に、その旨を記載するものとする。

（原本の特別利用の条件）

第25条 第23条の規定により特定歴史公文書の原本を特別に利用するものは、次に掲げる事項に関し、教育委員会の指示に従わなければならない。

- (1) 利用の場所に関する事。
- (2) 利用の時間に関する事。
- (3) 特定歴史公文書の冊数または点数に関する事。
- (4) 服装等に関する事。
- (5) 人数に関する事。
- (6) 照明に関する事。
- (7) 所持品に関する事。
- (8) 特定歴史公文書の取扱いに関する事。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事。

(情報の提供)

第26条 教育委員会は、特定歴史公文書の効果的な利用を確保するため、目録、検索方法、利用方法等に関して必要な情報の提供を行う。ただし、鑑定、解読、翻訳等に該当し、業務として情報提供することが適当でないと認められる場合及び回答に著しく時間又は費用を要することが明らかである場合その他の教育委員会の円滑な業務の遂行に支障が生じるおそれがある場合はこの限りでない。

(実施機関による利用の特例)

第27条 条例第23条の規定に基づく実施機関による利用の特例は、教育委員会が別に定めるところにより、行うものとする。

(特定歴史公文書の廃棄)

第28条 教育委員会は、特定歴史公文書として保存している公文書について、劣化が極限まで進み、判読及び修復が不可能であって、利用できなくなった場合には、条例第24条の規定により当該特定歴史公文書を廃棄することができる。

2 条例第24条第2項の規定により文書管理委員会の意見を聴くにあたっては、当該特定歴史公文書を移管した実施機関に対し、事前にその旨を通知するものとする。

3 教育委員会は、前項の規定に基づき特定歴史公文書の廃棄を行った場合には、廃棄に関する記録を作成し、公表するものとする。

(保存及び利用の状況の公表)

第29条 教育委員会は、特定歴史公文書の保存及び利用の状況について、毎年度、インターネットの利用等により公表するものとする。

(紛失等への対応)

第30条 利用請求者及び実施機関は、特定歴史公文書の利用において、当該特定歴史公文書を改ざん、紛失、汚損又は破損したときは、教育委員会に報告しなければならない。

2 教育委員会は、前項の報告があった場合(報告すべき事項が判明した場合を含む。)又は災害、盗難等による特定歴史公文書の滅失があった場合は、その旨を、当該特定歴史公文書を移管した実施機関に対し通知するとともに、文書管理委員会に対し報告しなければならない。ただし、実施機関から前項の報告があった場合にあっては、当該実施機関への通知を要しない。

3 教育委員会は、前項の規定により文書管理委員会に報告した場合には、これを公表するものとする。

(補則)

第31条 この規則に定めるもののほか、特定歴史公文書の利用等に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第17条関係）

| 特定歴史公文書の媒体                                 | 写しの交付の実施の方法  | 交付する媒体の規格  | 負担すべき費用の額  |
|--|--|--|--|
| 文書又は図画（条例第13条第3項の規定に基づく利用のために作成された複製物を含む。） | 複写機により用紙に複写したもの（モノクロ）の交付（条例第13条第3項の規定に基づく利用のために作成された複製物に限る。） | 日本産業規格A列3番以下の大きさの用紙  | 用紙1枚につき10円                                       |
|  | スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を用紙に出力したもの（モノクロ）の交付                      | 日本産業規格A列3番以下の大きさの用紙  | 用紙1枚につき10円                                       |
|  | スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスクに複写したものの交付                         | 日本産業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なもの | 1枚につき100円。ただし、文書が10枚を超える場合は、11枚目以降の文書1枚につき10円を加算 |
|  |  | 日本産業規格X6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なもの        | 1枚につき150円。ただし、文書が15枚を超える場合は、16枚目以降の文書1枚につき10円を加算 |
| 電磁的記録                                      | 用紙に出力したものの交付   | 日本産業規格A列3番以下の大きさの用紙  | 用紙1枚につき10円                                       |
|  | 電磁的記録として複写したものを光ディスクに複写したものの交付                               | 日本産業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なもの | 1枚につき100円  |

|  |  |   |           |
|--|--|---|-----------|
|  |  | 日本産業規格 X6241 に適合する直径 120 ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なもの | 1枚につき150円 |
|--|--|---|-----------|

#### 備考

- 1 用紙の両面に印刷された写しを作成する場合については、片面を1枚として計算する。
- 2 文書等をスキャナにより読み取る場合については、日本産業規格A列3番以下の大きさの用紙片面を1枚として計算する。
- 3 負担すべき費用の額が、この表により難しい場合については、市長が別に定める。
- 4 写しを郵送する場合は、郵送料相当額を別途徴収する。



## 様式第2号（第11条関係）

様式第2号（第11条関係）

### 特定歴史公文書利用請求補正通知書

和 泉 第 号  
年 月 日

様

和泉市教育委員会教育長 印

あなたが 年 月 日付けで提出された特定歴史公文書利用請求書は、次のとおり不備がありますので、和泉市公文書の管理等に関する条例第15条第2項の規定によりその補正を求めます。

|                                       | 特定歴史公文書の名称 | 請求番号 |
|---------------------------------------|------------|------|
| 特定歴史公文書<br>利用請求書に<br>記載された<br>利用請求の対象 |            |      |
| 補 正 を<br>要 する 事 項                     |            |      |
| 補 正 の 期 限                             | 年 月 日      |      |
| 補 正 の 参 考<br>と なる 情 報<br>(添付書類等)      |            |      |
| 補 正 書 提 出 先<br>(担当課等)                 |            |      |
| 備 考                                   |            |      |
| (教育委員会記載欄)                            |            |      |

注 期限までに補正ができない場合は、担当課等まで連絡してください。

# 様式第3号 (第12条関係)

様式第3号 (第12条関係)

## 特定歴史公文書の利用に係る第三者意見照会書

和 泉 第 号  
年 月 日

様

和泉市教育委員会教育長 印

和泉市公文書の管理等に関する条例に基づき利用請求のありました特定歴史公文書に、あなたに関する情報が記録されています。

つきましては、当該特定歴史公文書を利用させるか否かの判断の参考といたしたく、次のおり意見をお聴きしたいので、別添の特定歴史公文書の利用に係る第三者意見回答書により御回答くださるようお願いいたします。

|                             |       |
|-----------------------------|-------|
| 利用請求書受理年月日                  | 年 月 日 |
| 利用請求の対象となった特定歴史公文書の名称及び請求番号 |       |
| あなたに関する情報の内容                |       |
| 意見をお聴きしたい事項                 |       |
| 回答期限                        |       |
| 意見提出先(担当課等)                 |       |
| 備 考                         |       |

注 回答期限内に回答のない場合は、当該特定歴史公文書を利用させることに反対しないものとさせていただきますので、あらかじめ御了承ください。

## 様式第4号（第12条関係）

様式第4号（第12条関係）

### 特定歴史公文書の利用に係る第三者意見回答書

年 月 日

和泉市教育委員会教育長 あて

回答者 住 所 〒

〔法人その他の団体にあつては、  
事務所又は事業所の所在地〕

氏 名

〔法人その他の団体にあつては、  
その名称及び代表者の氏名〕

電話番号（ ） —

年 月 日付け和泉 第 号で照会のあつた特定歴史公文書の利用について  
の意見は、次のとおりです。

|  |  |   |
|--|--|---|
| 利用請求の対象となつた<br>特定歴史公文書の<br>名称及び請求番号                              |  |   |
| 意 見<br><br>※利用させることに反対<br>される場合は、その内<br>容をできるだけ具体的<br>に記入してください。 | 利用させる<br>ことの可否                           | 1 利用させることに反対しない。<br>2 利用させることに反対する。<br>(下欄にも記入してください) |
|  | [利用させることに反対する部分]<br><br>[利用させることに反対する理由] |   |

(教育委員会記載欄)

注1 太枠内の各欄に必要な事項を記入し、該当する番号に○印を付けてください。  
2 この様式により難いときは、この様式に準じた別の様式を使用することができます。

# 様式第5号 (第12条関係)

様式第5号 (第12条関係)

## 第三者情報に係る特定歴史公文書利用決定通知書

和 泉 第 号  
年 月 日

様

和泉市教育委員会教育長 印

年 月 日付け和泉 第 号で照会し、御意見をいただきましたあなたに関する情報が記録されている特定歴史公文書を利用させることについて、次のとおり決定したので、和泉市特定歴史公文書の利用等に関する原則第12条第4項の規定により通知します。

|                             |  |
|-----------------------------|--|
| 利用請求の対象となった特定歴史公文書の名称及び請求番号 |  |
| 決 定 の 内 容                   | 1 全部を利用させる 2 一部を利用させる 3 利用させない<br>(理由) |
| 特定歴史公文書を利用させる期日             | 年 月 日                                  |
| 担 当 課 等                     | 電話番号                                   |
| 備 考                         |  |

(審査請求に関する取扱い)

- この決定に不服がある場合は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、和泉市教育委員会に対して審査請求をすることができます。(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- この決定に対して取消しの訴えを提起する場合は、行政事件訴訟法(昭和37年法律第130号)の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、和泉市を被告として(訴訟において和泉市を代表する者は和泉市教育委員会となります。)提起しなければなりません。(なお、この決定があったことを知った日から6か月以内であっても、この決定の日から1年を経過すると処分取消しの訴えを提起することができなくなります。)ただし、上記1により和泉市教育委員会に対して審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日から6か月以内に提起することができます。

# 様式第6号 (第13条関係)

様式第6号 (第13条関係)

## 特定歴史公文書利用決定通知書

和 泉 第 号  
年 月 日

様

和泉市教育委員会教育長 印

年 月 日付けで利用請求のあった特定歴史公文書の利用については、次のとおり利用させることに決定したので、和泉市公文書の管理等に関する条例第16条第2項の規定により、通知します。

|                                    |                          |                     |
|------------------------------------|--------------------------|---------------------|
| 利 用 の 方 法                          | 1 閲覧又は視聴 2 写しの交付 3 写しの送付 |                     |
| 特定歴史公文書利用請求書に記載された特定歴史公文書の名称及び請求番号 |                          |                     |
| 利用させることに決定した特定歴史公文書の名称及び請求番号       |                          |                     |
| 利用の日時及び場所                          | 日 時                      | 年 月 日 ( ) 午前・午後 時 分 |
|                                    | 場 所                      |                     |
| 担 当 課 等                            | 電話番号                     |                     |
| 備 考                                |                          |                     |

(審査請求に関する告示)

1 この決定に不服がある場合は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、和泉市教育委員会に対して審査請求をすることができます。(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

2 この決定に対して取消しの訴えを提起する場合は、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、和泉市を被告として(訴訟において和泉市を代表する者は和泉市教育委員会となります。)提起しなければなりません。(なお、この決定があったことを知った日から6か月以内であっても、この決定の日から1年を経過すると処分取消しの訴えを提起することができなくなります。)ただし、上記1により和泉市教育委員会に対して審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日から6か月以内に提起することができます。

注1 特定歴史公文書を利用する際には、この通知書を提示してください。

2 指定された利用の口時に来庁できない場合は、あらかじめ担当課に電話等で連絡してください。

3 写しの交付を希望される場合は、写しの作成費用が請求者の負担となります。また、写しの送付を希望される場合は、郵送料も必要となります。

# 様式第7号（第13条関係）

様式第7号（第13条関係）

## 特定歴史公文書一部利用決定通知書

和 泉 第 号  
年 月 日

様

和泉市教育委員会教育長 印

年 月 日付けで利用請求のあった特定歴史公文書の利用については、次のとおり利用させることに決定したので、和泉市公文書の管理等に関する条例第16条第2項の規定により、通知します。

| 利 用 の 方 法                          | 1 閲覧又は視聴                                  | 2 写しの交付 | 3 写しの送付 |
|------------------------------------|---|---------|---------|
| 特定歴史公文書利用請求書に記載された特定歴史公文書の名称及び請求番号 |   |         |         |
| 一部を利用させることに決定した特定歴史公文書の名称及び請求番号    |   |         |         |
| 利用の日時                              | 年 月 日 ( ) 午前・午後 時 分                       |         |         |
| 及び場所                               | 場 所                                       |         |         |
| 利用させないと決定した部分                      |   |         |         |
| 利用させることができない理由                     |   |         |         |
| ※利用させないと決定した部分の利用可能期日              | 年 月 日以後であれば利用できますので、同日以後に改めて利用の請求をしてください。 |         |         |
| 担 当 課 等                            | 電話番号                                      |         |         |
| 備 考                                |   |         |         |

（審査請求に関する案内）

1 この決定に不服がある場合は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、和泉市教育委員会に対して審査請求をすることができます。(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

2 この決定に対して取消しの訴えを提起する場合は、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、和泉市を被告として(訴訟において和泉市を代表する者は和泉市教育委員会となります。)提起しなければなりません。(なお、この決定があったことを知った日から6か月以内であっても、この決定の日から1年を経過すると取消しの訴えを提起することができなくなります。)ただし、上記1により和泉市教育委員会に対して審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日から6か月以内に提起することができます。

注1 特定歴史公文書を利用する際には、この通知書を提示してください。

2 ※写しは、当該特定歴史公文書の利用をすることができない理由がなくなる期日をあらかじめ明示することができる場合に限り行っていますので、その日以後改めて利用請求をしてください。

3 指定された利用の日時に来庁できない場合は、あらかじめ担当課に電話等で連絡してください。

4 写しの交付を希望される場合は、写しの作成費用が請求者の負担となります。また、写しの送付を希望される場合は、郵送料も必要となります。

# 様式第8号 (第13条関係)

様式第8号 (第13条関係)

## 特定歴史公文書利用制限決定通知書

和 泉 第 号  
年 月 日

様

和泉市教育委員会教育長 印

年 月 日付けで利用請求のあった特定歴史公文書の利用については、次のとおり利用させないことに決定したので、和泉市公文書の管理等に関する条例第16条第2項の規定により、通知します。

|                                    |   |
|------------------------------------|---|
| 特定歴史公文書利用請求書に記載された特定歴史公文書の名称及び請求番号 |   |
| 利用させないことに決定した特定歴史公文書の名称及び請求番号      |   |
| 利用させることができない理由                     |   |
| ※ 利用可能期日                           | 年 月 日以後であれば利用できますので、同日以後に改めて利用の請求をしてください。 |
| 相 当 課 等                            | 電話番号                                      |
| 備 考                                |   |

(審査請求に関する告示)

- この決定に不服がある場合は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、和泉市教育委員会に対して審査請求をすることができます。(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- この決定に対して取消しの訴えを提起する場合は、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、和泉市を被告として(訴訟において和泉市を代表する者は和泉市教育委員会となります。)を提起しなければなりません。(なお、この決定があったことを知った日から6か月以内であっても、この決定の日から1年を経過すると取消しの訴えを提起することができなくなります。)ただし、上記1により和泉市教育委員会に対して審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日から6か月以内に提起することができます。

注 ※何欄は、当該特定歴史公文書の利用をすることができない理由がなくなる期日をあらかじめ明示することができる場合に記入していますので、その日以後改めて利用請求をしてください。

# 様式第9号 (第14条関係)

様式第9号 (第14条関係)

## 特定歴史公文書利用決定期間延長通知書

和 泉 第 号  
年 月 日

様

和泉市教育委員会教育長 印

年 月 日付けで利用請求のあった特定歴史公文書の利用については、和泉市公文書の管理等に関する条例第16条第4項の規定により次のとおり決定の期間を延長したので通知します。

|                                    |       |
|------------------------------------|-------|
| 特定歴史公文書利用請求書に記載された特定歴史公文書の名称及び請求番号 |       |
| 決定期間満了日                            | 年 月 日 |
| 延長する期間                             | 日     |
| 延長後の決定期間満了日                        | 年 月 日 |
| 延長の理由                              |       |
| 担当課等                               | 電話番号  |
| 備考                                 |       |

# 様式第10号 (第14条関係)

様式第10号 (第14条関係)

## 特定歴史公文書利用決定期間特例延長通知書

和 泉 第 号  
年 月 日

様

和泉市教育委員会教育長 印

年 月 日付けで利用請求のあった特定歴史公文書の利用については、和泉市公文書の管理等に関する条例第17条の規定により次のとおり決定の期間を延長したので通知します。

|  |       |
|--|-------|
| 特定歴史公文書利用請求書に記載された特定歴史公文書の名称及び請求番号               |       |
| 当初の決定期間満了日                                       | 年 月 日 |
| 期限の特例の規定を適用する理由                                  |       |
| 利用請求に係る特定歴史公文書のうち利用請求があった日から起算して30日以内に利用決定等を行う部分 |       |
| 残りの特定歴史公文書について利用決定等を行う期限                         | 年 月 日 |
| 担 当 課 等  | 電話番号  |
| 備 考  |       |

# 様式第11号 (第19条関係)

様式第11号 (第19条関係)

和泉 第 号  
年 月 日

(審査請求人等)

様

和泉市教育委員会教育長 印

## 諮問通知書

年 月 日付けの教育委員会に対する審査請求について、下記のとおり和泉市  
文書管理委員会に諮問したので、和泉市公文書の管理等に関する条例（令和6年和泉市条例第  
11号）第21条第2項の規定により通知します。

記

|                                 |                              |
|---------------------------------|------------------------------|
| 審査請求に係る<br>特定歴史公文書の<br>名称及び請求番号 |                              |
| 審査請求に係る利用決定等                    |                              |
| 審査請求                            | (1) 審査請求日<br><br>(2) 審査請求の趣旨 |
| 諮問日・諮問番号                        | 年 月 日 ・ 諮問第 号                |

# 様式第12号 (第20条関係)

様式第12号 (第20条関係)

## 特定歴史公文書簡易閲覧申込書

年 月 日

和泉市教育委員会教育長 あて

請求者 住 所 〒

[ 法人その他の団体にあつては、  
事務所又は事業所の所在地 ]

氏 名

[ 法人その他の団体にあつては、  
その名称及び代表者の氏名 ]

電話番号 ( ) -

特定歴史公文書の閲覧について、下記のとおり申し込みます。

|                     | 特定歴史公文書の名称  | 請求番号 |
|---------------------|---|------|
| 簡易閲覧<br>申込みの<br>対 象 |   |      |
| 方 法                 | 1 閲覧又は視聴 2 写しの交付 3 写しの送付  |      |
| 請求者の<br>区 分         | 1 市内に住所を有する者<br>2 市内の事務所又は事業所に勤務する者<br>3 市内の学校に在学する者<br>4 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体<br>勤務先、学校又は事務所等の所在地<br>[ 名 称 電話番号( ) - ]<br>5 市の行政に利害関係を有するもの<br>利害関係の内容<br>[ ]<br>6 1～5以外のもの |      |

(教育委員会記帳欄)

- 注1 和泉市特定歴史公文書の利用等に関する規則第19条の規定に基づき、利用の促進を図るため、目録において簡便な方法による利用が認められている特定歴史公文書については、利用請求の手続きによらず、この様式をもって簡易に閲覧することができます。
- 2 太枠内の各欄に必要事項を記入し、該当する番号に○印を付けてください。
- 3 請求者の住所及び氏名は、法人その他の団体にあつては、事務所又は事業所の所在地並びに名称及び代表者の氏名を記入すること。
- 4 写しの交付を希望される場合は、写しの作成費用が請求者の負担となります。また、写しの送付を希望される場合は、郵送料も必要となります。

# 様式第13号 (第24条関係)

様式第13号 (第24条関係)

## 特定歴史公文書原本特別利用申込書

年 月 日

和泉市教育委員会教育長 あて

請求者 作 所 〒

〔法人その他の団体にあつては、  
事務所又は事業所の所在地〕

氏 名

〔法人その他の団体にあつては、  
その名称及び代表者の氏名〕

電話番号 ( ) -

電磁的記録でない特定歴史公文書の原本を利用したいので、次のとおり申し込みます。

|                         | 特定歴史公文書の名称                 | 請求番号 |
|-------------------------|----------------------------|------|
| 原本特別<br>利用の対象           |                            |      |
| 原本による<br>利用を必須<br>とする理由 |                            |      |
| 利用希望日時                  | 年 月 日 ( )<br>時 分 から 時 分 まで |      |

注1 この書類は、利用請求と同時に提出してください。

2 特定歴史公文書を改ざん、紛失、汚損又は破損したときは、和泉市特定歴史公文書の利用等に関する規則第30条第1項の規定に基づき、教育委員会に報告しなければなりません。

## 議案第10号

和泉市いずみの国歴史館運営規則の一部を改正する規則制定について

和泉市いずみの国歴史館運営規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和8年2月26日提出

和泉市教育委員会教育長 大槻 亮志

### 理 由

市史編さん事業で収集した古文書や歴史公文書を広く市民に公開し、市民としての誇りと郷土愛を育むため、和泉市いずみの国歴史館の機能に歴史資料や文化財の利用等に関する事業を追加するにあたり、所要の規定の整備を行う必要がある。

これが、この規則案を提出する理由である。

和泉市教育委員会規則 第 号

和泉市いずみの国歴史館運営規則の一部を改正する規則（案）

和泉市いずみの国歴史館運営規則（平成10年教委規則第8号）の一部を次のように改正する。  
次の表の右欄に掲げる規定を同表の左欄に掲げる規定に下線で示すよう改正する。

| 新   | 旧   |
|---|---|
| <p><u>（入館者の遵守事項）</u></p> <p><u>第4条 入館者は、次の事項を遵守しなければならない。</u></p> <p><u>（1） 歴史館の施設若しくは設備又は条例第3条第1項に規定する資料等若しくは和泉市公文書の管理等に関する条例（令和6年条例第11号）第2条第4号に規定する特定歴史公文書を改ざん、紛失、汚損又は破損しないこと。</u></p> <p><u>（2） 所定の場所以外で飲食し、喫煙し、又は火気を使用しないこと。</u></p> <p><u>（3） 前各号に掲げるもののほか、関係職員の指示に従うこと。</u></p> <p>（資料等の特別利用）</p> <p><u>第5条 委員会は、条例第3条第1号の規定により歴史館が保管する資料等を閲覧、模写、模造、撮影等の特別利用に</u></p> | <p>（資料等の特別利用）</p> <p>第4条 委員会が適当と認めるときは、<u>歴史館の資料等を模写、模造、撮影等の特別利用に供することができる。</u></p> |

供することができる。

2 前項の規定により特別利用をしようとするものは、特別利用許可申請書（様式第1号）を委員会へ提出しなければならない。

3 次の各号のいずれかに該当するときは、特別利用を許可しない。

（1） 特別利用によって資料等の保存に影響を及ぼすおそれがあると認めるとき。

（2） 現に資料等を展示しているとき。

（3） 前2号に掲げるもののほか、資料等の管理上支障があり、特別利用をさせることが不相当であると認めるとき。

4 委員会は、特別利用許可申請書が提出されたときは、申請を受理した日から起算して15日以内に、特別利用を許可する旨又は許可しない旨を決定する。

5 前項の規定により決定を行ったときは、当該決定の内容を、次の各号に定めるところにより、速やかに当該申請者へ通知する。

（1） 特別利用を許可する場合 特別利用許可通知書（様式第2号）

（2） 特別利用を許可しない場合 特別利用不許可通知書

（様式第3号）

6 特別利用を許可されたものは、委員会が指定する日時その他の条件において、特別利用を行うものとする。

（資料等の複写）

第6条 資料等を複写しようとするものは、前条第2項に規定する特別利用許可申請書（様式第1号）とともに、複写申請書（様式第4号）を委員会へ提出しなければならない。

2 前項の規定による複写に係る手数料は、別表1によるものとする。

（資料等の貸出し又は掲載）

第7条 市長は、資料等を貸出し又は出版物等の掲載に供することができる。

2 前項の規定により貸出しを受けようとするもの又は掲載をしようとするものは、貸出し・掲載許可申請書（様式第5号）を市長へ提出しなければならない。

3 市長は、第5条第3項に掲げる各号のいずれかに該当するときは、貸出しを許可しない。

4 貸出し又は掲載の許可は、貸出し・掲載許可書（様式第

（資料等の貸出し又は掲載）

第5条 委員会が適当と認めるときは、歴史館の資料等を貸し出し、又は出版物等の掲載に供することができる。

6号)を申請者に交付して行う。

(資料等の寄贈)

第8条 市長が適当と認めるときは、資料等の寄贈を受けることができる。

2 資料等の寄贈に係る手続きは、市長が寄附採納について定めるところの例による。

(資料等の寄託)

第9条 市長が適当と認めるときは、資料等の寄託を受けることができる。

2 資料等を寄託しようとするものは、寄託申出書(様式第7号)を市長へ提出するものとする。

3 前項の規定により寄託の申出があったときは、寄託の可否を速やかに審査しなければならない。

4 前項の規定により資料等の寄託を受けることを決定したときは、寄託しようとするものと寄託契約書(様式第8号)を取り交わし、当該資料等(以下「寄託資料」という。)を受け取った後は、寄託したもの(以下「寄託者」という。)に寄託資料預り書(様式第9号)を交付するものとする。

5 寄託の期間は、寄託を開始した当該年度の4月1日から

(資料等の寄贈)

第6条 委員会が適当と認めるときは、資料等の寄贈を受けることができる。

(資料等の寄託)

第7条 委員会が適当と認めるときは、資料等の寄託を受けることができる。

2 寄託期間は、原則として寄託日に属する年度内とする。

3 寄託資料は、特別利用、館外貸出し及び出版物掲載をすることができない。

4 委員会は、天災その他の不可抗力により、寄託資料を汚損し、破損し、又は滅失したときは、その責を負わない。

起算した4年を上限とし、更にこれを延長する場合は、第2項から第4項に定める手続きを行うものとする。

6 寄託者が寄託期間中に寄託資料を一時的に返還されることを希望する場合は、原則として返還を希望する日の30日前までに、市長に申し出て協議するものとする。

7 寄託者は、寄託資料の所有者等の事項について変更があった場合は、寄託資料所有者等変更届（様式第10号）を市長に提出し、第2項から第4項に定める手続きを行うものとする。

8 寄託の契約を解約する場合は、市長と寄託者との間で、寄託契約解約確認書（様式第11号）を取り交わし、寄託資料預り書（様式第9号）と引き替えに、寄託資料を返却するものとする。

（寄託資料の取扱い）

第10条 市長は、寄託資料に対する特別利用、貸出し又は掲載の申請があった場合は、当該申請をした者が寄託者からその承諾を得たことが確認された場合に限り、これを許可することができる。ただし、第5条第3項各号に掲げる場合を除く。

2 寄託資料が天災その他の不可抗力によって滅失し、又は

損傷しても、市長は、その責めを負わない。

(資料等の借用)

第11条 市長は、条例第3条の各号に掲げる事業を行うため又は寄贈若しくは寄託の可否を判断するため、個人又は団体から資料等を借用することができる。

2 借用の期間は、原則として借用を開始した当該年度の4月1日から起算した1年を上限とする。

3 資料等を借用する場合は、資料等借用書(様式第12号)を資料等の所有者又はこれを管理するもの(以下「所有者等」という。)へ提出するものとする。ただし、所有者等において別に定める様式がある場合は、この限りでない(次項において同じ)。

4 借用した資料等を返却する場合は、借用資料返却書(様式第13号)を所有者等へ提出し、所有者等からは借用資料返却確認書(様式第14号)を徴取するものとする。

(特別展等の入館料)

第12条 条例第7条第2項及び第3項に規定する特別展等の入館料は、別表2のとおりとする。

(特別展等の入館料)

第8条 条例第7条第2項及び第3項に規定する特別展等の入館料は、別表1のとおりとする。

(入館料の減免)

(入館料の減免)

第13条 条例第7条第4項の規定により特別展等の入館料を減免できる場合及びその額は、別表3のとおりとする。

2 前項の規定により入館料の減免を受けようとする者は、和泉市いずみの国歴史館入館料減免申請書(様式第15号)を委員会へ提出しなければならない。

(入館料の返還)

第14条 略

2 前項の規定により入館料の返還を受けようとする者は、その理由を記載した和泉市いずみの国歴史館入館料返還申請書(様式第16号)を委員会へ提出しなければならない。

(損害賠償)

第15条 第7条の規定により資料等の貸出しを受けたものが、資料等を汚損し、破損し、又は滅失したときは、条例第8条の規定を準用する。

(施行の細目)

第9条 条例第7条第4項の規定により特別展等の入館料を減免できる場合及びその額は、別表2のとおりとする。

2 前項の規定により入館料の減免を受けようとする者は、和泉市いずみの国歴史館入館料減免申請書(様式第1号)を委員会へ提出しなければならない。

(入館料の返還)

第10条 略

2 前項の規定により入館料の返還を受けようとする者は、その理由を記載した和泉市いずみの国歴史館入館料返還申請書(様式第2号)を委員会へ提出しなければならない。

(施行の細目)

第16条 この規則に定めるもののほか、歴史館の運営及び管理に関し必要な事項は、委員会が定める。

第11条 この規則に定めるもののほか、歴史館の運営及び管理に関し必要な事項は、委員会が定める。

別表1 (第6条関係)

| 資料等の媒体         | 写しの交付の実施の方法                             | 交付する媒体の規格                                | 負担すべき費用の額                      |
|----------------|---|--|--------------------------------|
| 文書<br>又は<br>図画 | 複写機により用紙に複写したもの(モノクロ)の交付                | 日本産業規格A列3番以下の大きさの用紙                      | 用紙1枚につき10円                     |
|                | スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を用紙に出力したもの(モノクロ)の交付 | 日本産業規格A列3番以下の大きさの用紙                      | 用紙1枚につき10円                     |
|                | スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスクに複写したものの交付    | 日本産業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスク | 1枚につき100円。ただし、文書が10枚を超える場合は、11 |

|       |                                |   |   |  |
|-------|--------------------------------|---|---|--|
|       |                                | クの再生装置で再生することが可能なもの   | 枚目以降の文書 1 枚につき 1 0 円を加算   |  |
|       |                                | 日本産業規格 X6241 に適合する直径 1 2 0 ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なもの     | 1 枚につき 1 5 0 円。ただし、文書が 1 5 枚を超える場合は、1 6 枚目以降の文書 1 枚につき 1 0 円を加算 |  |
| 電磁的記録 | 用紙に出力したものの交付                   | 日本産業規格 A 列 3 番以下の大きさの用紙                                       | 用紙 1 枚につき 1 0 円   |  |
|       | 電磁的記録として複写したものを光ディスクに複写したものの交付 | 日本産業規格 X0606 及び X6281 に適合する直径 1 2 0 ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが | 1 枚につき 1 0 0 円  |  |

|  |  |   |               |
|--|--|---|---------------|
|  |  | 可能なもの   |               |
|  |  | 日本産業規格<br>X6241に適合する<br>直径120ミリ<br>メートルの光デ<br>ィスクの再生装<br>置で再生するこ<br>とが可能なもの | 1枚につき1<br>50円 |

別表2 略

別表3 略

別表1 略

別表2 略

# 様式第1号（第5号関係）

様式第1号（第5号関係）

## 特別利用許可申請書

年 月 日

和泉市教育委員会教育長 へ

申請者 住所 { 法人その他の団体にあつては、  
事務所又は事業所の所在地 }  
氏名 { 法人その他の団体にあつては、  
その名称及び代表者の氏名 }  
電話番号  
メールアドレス

和泉市いづみの歴史館条例及び和泉市いづみの歴史館運営規則を遵守することを誓約し、  
次のとおり特別利用を申請します。

|                   |                         |
|-------------------|-------------------------|
| 資料等の名称<br>(請求番号等) |                         |
| 利用の目的             |                         |
| 利用の方法             | 閲覧 ・ 複写 ・ 複製 ・ 撮影 ・ その他 |
|                   |                         |
| 利用希望日時            |                         |
| 利用しようとする者         |                         |

- 注1 書証資料である場合は、申請者が特別利用を承諾する旨を記載した書類を添付すること。
- 注2 利用の目的の欄は、可能な限り詳細に記入すること。
- 注3 利用の方法の欄は、該当するものに○を付け、撮影の場合はカット数等の詳細を記入すること。
- 注4 複写を希望する者は、本様式と併せて複写申請書（様式第4号）を提出すること。

# 様式第2号（第5号関係）

様式第2号（第5号関係）

## 特別利用許可通知書

年 月 日

様

和泉市教育委員会教育長 印

年 月 日付けで申請のありました特別利用について、次のとおり許可します。

|                   |                 |
|-------------------|-----------------|
| 資料等の名称<br>(請求番号等) |                 |
| 利用の方法             | 閲覧・複写・複製・撮影・その他 |
| 利用日時              |                 |
| 利用条件              |                 |
| 備 考               |                 |

注 和泉市いずみの国歴史館条例第8条の規定により、歴史館の施設、附属設備及び資料等を汚損し、破損し、又は滅失したときは、委員会の指示するところに従い、これを原状に復し、又はその損害を賠償することを求めます。

# 様式第3号（第5条関係）

様式第3号（第5条関係）

特別利用不許可通知書

年 月 日

様

和泉市教育委員会教育長 印

年 月 日付けで申請のありました特別利用について、許可しないことに決定したので、通知します。

|                              |   |
|------------------------------|---|
| 特別利用許可申請書に記載された資料等の名称（請求番号等） |   |
| 特別利用許可申請書に記載された利用の方法         | 閲覧・複写・複製・撮影・その他                           |
| 利用を許可しない理由                   |   |
| ※利用可能期日                      | 年 月 日以後であれば利用できますので、同日以後改めて特別利用を申請してください。 |
| 備考                           |   |

注 ※印欄は、資料等の利用をすることができない理由がなくなる期日をお知らせできる場合に記入していますので、その日以後改めて特別利用を申請してください。

# 様式第4号（第6条関係）

様式第4号（第6条関係）

## 複写申請書

年 月 日

和泉市教育委員会教育長 へ

申請者 住所 { 法人その他の団体にあつては、  
事務所又は事業所の所在地 }  
氏 名 { 法人その他の団体にあつては、  
その名称及び代表者の氏名 }  
電話番号  
メールアドレス

次のとおり複写を申請します。

|                   |      |
|-------------------|------|
| 資料等の名称<br>(請求番号等) |      |
| 複写の範囲             |      |
| 複製の方法             |      |
| 複写に係る費用           | (内訳) |
|                   | (合計) |

注 ※裏面参照

※注 手塚市いづみの国際史館運営規則 別表1 (第五条関係)

| 資料等の媒体 | 写しの交付の実施の方法                              | 交付する媒体の規格   | 負担すべき費用の額  |
|--------|--|---|--|
| 文書又は図画 | 複写機により用紙に複製したもの(モノクロ)の交付                 | 日本産業規格A列3番以下の大きさの用紙   | 用紙1枚につき10円   |
|        | スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を用紙に出力したものの(モノクロ)の交付 | 日本産業規格A列3番以下の大きさの用紙   | 用紙1枚につき10円   |
|        | スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスクに複製したものの交付     | 日本産業規格 X0606 及び X6251 に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なもの<br>日本産業規格 X6241 に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なもの | 1枚につき100円。ただし、文書が10枚を超える場合は、11枚目以降の文書1枚につき10円を加算<br>1枚につき150円。ただし、文書が15枚を超える場合は、16枚目以降の文書1枚につき10円を加算 |
| 電磁的記録  | 用紙に出力したものの交付                             | 日本産業規格A列3番以下の大きさの用紙   | 用紙1枚につき10円   |
|        | 電磁的記録として複製したものを光ディスクに複製したものの交付           | 日本産業規格 X0606 及び X6251 に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なもの<br>日本産業規格 X6241 に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なもの | 1枚につき100円<br>1枚につき150円   |

# 様式第5号（第7条関係）

様式第5号（第7条関係）

## 貸出し・掲載許可申請書

年 月 日

和泉市長 あて

申請者 住所 { 法人その他の団体にあつては、  
事務所又は事業所の所在地 }  
氏名 { 法人その他の団体にあつては、  
その名称及び代表者の氏名 }  
電話番号  
メールアドレス  
担当者 氏名

和泉市いずみの国歴史館条例及び和泉市いずみの国歴史館運営規則を遵守することを誓約し、  
次のとおり（貸出し・掲載）を申請します。

|                   |  |
|-------------------|--|
| 資料等の名称<br>(請求番号等) |  |
|-------------------|--|

### （貸出しの場合）

|         |  |
|---------|--|
| 目 的     |  |
| 期 間     |  |
| 場 所     |  |
| 輸送方法    |  |
| その他参考事項 |  |

### （掲載の場合）

|         |  |
|---------|--|
| 掲載目的    |  |
| 掲 載 誌   |  |
| その他参考事項 |  |

- 注1 寄託資料である場合は、寄託者が貸出し又は掲載を承諾する旨を記載した書類を添付すること。  
 2 貸出し・掲載のいずれかに○を付けること。  
 3 貸出しの目的が展覧会等における展示である場合は、その詳細を記した資料を添付すること。  
 4 掲載誌については、著者、発行者、発行日等の事項を詳細に記入すること。

様式第6号 (第7条関係)

様式第6号 (第7条関係)

貸出し・掲載許可書

年 月 日

様

和泉市長 印

年 月 日付けで申請のありました ( 貸出し ・ 掲載 ) について、次のとおり許可します。

|                   |  |
|-------------------|--|
| 資料等の名称<br>(請求番号等) |  |
|-------------------|--|

(貸出しの場合)

|         |  |
|---------|--|
| 貸出目的    |  |
| 貸出期間    |  |
| 場 所     |  |
| 輸送方法    |  |
| その他参考事項 |  |

(掲載の場合)

|         |  |
|---------|--|
| 掲載目的    |  |
| 掲 載 誌   |  |
| その他参考事項 |  |

(注意事項)

|  |
|--|
|  |
|--|

# 様式第7号（第9条関係）

様式第7号（第9条関係）

## 寄 託 申 出 書

年 月 日

和泉市長 あて

寄託しようとするもの

住 所  
氏 名  
電話番号  
メールアドレス

法人その他の団体にあっては、  
支店又は事業所の所在地  
法人その他の団体にあっては、  
その名称及び代表者の氏名

次のとおり資料等を寄託したく申し出ます。

|                 |        |
|-----------------|--------|
| 寄託期間            |        |
| 寄託資料            |        |
| 寄託資料の内訳         | 別紙のとおり |
| 受寄者による寄託資料の利用内容 | 別紙のとおり |

(様式第7号別紙)

寄託資料の内訳

| 番号 | 委託する資料等の名称 | 数量 | 価額 |
|----|------------|----|----|
| 1  |            |    |    |
| 2  |            |    |    |
| 3  |            |    |    |
| 4  |            |    |    |
| 5  |            |    |    |
| 6  |            |    |    |
| 7  |            |    |    |
| 8  |            |    |    |
| 9  |            |    |    |
| 10 |            |    |    |

受託者による寄託資料の利用内容

|  |
|--|
|  |
|--|



(様式第8号別紙)

寄託資料の内訳

| 番号 | 寄託する資金等の名称 | 数量 | 備考 |
|----|------------|----|----|
| 1  |            |    |    |
| 2  |            |    |    |
| 3  |            |    |    |
| 4  |            |    |    |
| 5  |            |    |    |
| 6  |            |    |    |
| 7  |            |    |    |
| 8  |            |    |    |
| 9  |            |    |    |
| 10 |            |    |    |

受寄者による寄託資料の利用内容

|  |
|--|
|  |
|--|

様式第9号（第9条関係）

様式第9号（第9条関係）

寄託資料預り書

年 月 日

寄託者

種

受寄者

和泉市長 印

この度は（内訳は別紙のとおり）を和泉市に御寄託いただき、ありがとうございます。この貴重な資料を、和泉市いずみの図書館において保管し、活用いたします。

なお、この文書は、寄託契約の解約後に寄託資料を返還する際に必要となりますので、大切に保管してください。

連絡先

(様式第9号別紙)

寄託資料の内訳

| 番号 | 寄託する資料等の名称 | 数量 | 備考 |
|----|------------|----|----|
| 1  |            |    |    |
| 2  |            |    |    |
| 3  |            |    |    |
| 4  |            |    |    |
| 5  |            |    |    |
| 6  |            |    |    |
| 7  |            |    |    |
| 8  |            |    |    |
| 9  |            |    |    |
| 10 |            |    |    |

受寄者による寄託資料の利用内容

|  |
|--|
|  |
|--|

# 様式第10号（第9条関係）

様式第10号（第9条関係）

## 寄託資料所有者等変更届

年 月 日

送寄者

和泉市長 あて

寄託者

住 所 { 法人その他の団体にあっては、  
事務所又は事業所の所在地 }

氏 名 { 法人その他の団体にあっては、  
その名称及び代表者の氏名 }

電話番号

メールアドレス

年 月 日に寄託しました資料（内訳は別紙のとおり）の所有者等に関して、次のとおり変更がありましたので、報告します。

| 変更内容          | 住所（法人その他の団体にあっては、事務所又は事業所の所在地）<br>氏名（法人その他の団体にあっては、その名称及び代表者の氏名） |
|---------------|--|
| 変更前の所有者に関する事項 |  |
| 変更後の所有者に関する事項 |  |
| 変更前の寄託者に関する事項 |  |
| 変更後の寄託者に関する事項 |  |
| その他           |  |

(様式第10号別紙)

寄託資料の内訳

| 番号 | 寄託する資料等の名称 | 数量 | 備考 |
|----|------------|----|----|
| 1  |            |    |    |
| 2  |            |    |    |
| 3  |            |    |    |
| 4  |            |    |    |
| 5  |            |    |    |
| 6  |            |    |    |
| 7  |            |    |    |
| 8  |            |    |    |
| 9  |            |    |    |
| 10 |            |    |    |

受寄者による寄託資料の利用内容

|  |
|--|
|  |
|--|



(様式第11号別紙)

委託契約を解約する資料等の内訳

| 番号 | 委託契約を解約する資料等の名称 | 数量 | 備考 |
|----|-----------------|----|----|
| 1  |                 |    |    |
| 2  |                 |    |    |
| 3  |                 |    |    |
| 4  |                 |    |    |
| 5  |                 |    |    |
| 6  |                 |    |    |
| 7  |                 |    |    |
| 8  |                 |    |    |
| 9  |                 |    |    |
| 10 |                 |    |    |

受託者による寄附資料の利用内容

|  |
|--|
|  |
|--|

様式第12号(第11条関係)

様式第12号(第11条関係)

資料等借用書

年 月 日

趣

和泉市長 \_\_\_\_\_ 印

和泉市いずみの国歴史館の事業を行うにあたり、下記のとおり資料等を借用します。なお、この文書は、借用資料を返還する際に必要となりますので、大切に保管してください。

記

- 1. 借用資料
- 2. 数 量
- 3. 借用期間
- 4. 借用条件
- 5. 特記事項

以上

連絡先

様式第13号(第11条関係)

様式第13号(第11条関係)

借用資料返却書

年 月 日

趣

和泉市長 印

和泉市いずみの国際史館の事業を行うにあたり、年 月 日付けの資料等借用書により借用しました。下記の資料等を返却します。ご協力に厚く御礼申し上げます。なお、この文書は大切に保管してください。

記

1. 借用資料
2. 数 量
3. 借用期間
4. 借用条件
5. 特記事項

以上

連絡先

様式第14号（第11条関係）

様式第14号（第11条関係）

借用資料返却確認書

年 月 日

和泉市長 あて

委託者

住 所 { 法人その他の団体の場合は、  
事務所又は事業所の所在地 }  
氏 名 { 法人その他の団体の場合は、  
その名称及び代表者の氏名 }

電話番号

メールアドレス

年 月 日付けの借用資料返却書により、上記の資料等が返却されたことを確認しました。

記

1. 借用資料
2. 数 量
3. 借用期間
4. 借用条件
5. 特記事項

以上

## 様式第15号（第13条関係）

様式第15号（第13条関係）

|                              |  |
|------------------------------|--|
| 和泉市いずみの国歴史館入館料減免申請書          |  |
| 年 月 日                        |  |
| 和泉市教育委員会 あて                  |  |
| 申 請 者                        |  |
| 住 所                          |  |
| 団体名                          |  |
| 氏 名                          |  |
| 下記のとおり入館料を免除くださるよう申請いたします。   |  |
| 記                            |  |
| 入 館 日 時                      |  |
| 減 免 を 必 要 と する 理 由           |  |
| 減 免 の 程 度                    |  |
| 備考 申請者が自署しない場合は、記名押印をしてください。 |  |

## 様式第1号（第9条関係）

様式第1号（第9条関係）

|                              |  |
|------------------------------|--|
| 和泉市いずみの国歴史館入館料減免申請書          |  |
| 年 月 日                        |  |
| 和泉市教育委員会 あて                  |  |
| 申 請 者                        |  |
| 住 所                          |  |
| 団体名                          |  |
| 氏 名                          |  |
| 下記のとおり入館料を免除くださるよう申請いたします。   |  |
| 記                            |  |
| 入 館 日 時                      |  |
| 減 免 を 必 要 と する 理 由           |  |
| 減 免 の 程 度                    |  |
| 備考 申請者が自署しない場合は、記名押印をしてください。 |  |

## 様式第16号（第14条関係）

様式第16号（第14条関係）

和泉市いづみの国歴史館入館料返還申請書

年 月 日

和泉市教育委員会 あて

申請者  
住所  
団体名  
氏名

下記のとおり入館料を返還くださるよう申請いたします。

記

|            |      |
|------------|------|
| 入館日時       |      |
| 返還を必要とする理由 |      |
| 減免の程度      |      |
| 返還金額       | 金 円也 |

備考 申請者が自署しない場合は、記名押印をしてください。

## 様式第2号（第10条関係）

様式第2号（第10条関係）

和泉市いづみの国歴史館入館料返還申請書

年 月 日

和泉市教育委員会 あて

申請者  
住所  
団体名  
氏名

下記のとおり入館料を返還くださるよう申請いたします。

記

|            |      |
|------------|------|
| 入館日時       |      |
| 返還を必要とする理由 |      |
| 減免の程度      |      |
| 返還金額       | 金 円也 |

備考 申請者が自署しない場合は、記名押印をしてください。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

## 議案第11号

和泉市部活動地域展開推進計画の策定について

和泉市部活動地域展開推進計画を別紙のとおり策定する。

令和8年2月26日提出

和泉市教育委員会教育長 大槻 亮志

### 理 由

和泉市立中学校及び義務教育学校後期課程に在籍する生徒が将来にわたり、スポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保していくこと、学校における働き方改革を推進していくことをめざし、本市の実態に合った地域連携・地域展開を実現するために和泉市部活動地域展開推進計画を策定する必要がある。これが、本議案を提出する理由である。

## 議案第12号

和泉市スポーツ推進審議会委員の委嘱について

和泉市スポーツ推進審議会条例（平成25年条例第41号）第3条第2項の規定に基づき、別紙の者を和泉市スポーツ推進審議会委員に委嘱する。

令和8年2月26日提出

和泉市教育委員会教育長 大槻 亮志

## 議案第13号

令和8年度和泉市立小学校・中学校・義務教育学校の教職員一般人事について

令和8年度和泉市立小学校・中学校・義務教育学校の教職員一般人事については、別紙のとおりとする。

令和8年2月26日提出

和泉市教育委員会教育長 大槻 亮志

## 理 由

「和泉市立学校教職員人事基本方針」に基づき、令和8年度和泉市立小学校・中学校・義務教育学校の教職員一般人事を行うため。

## 参考資料

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）

（教育委員会の職務権限）

第21条 教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。

3 教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。

# 和泉市生涯学習推進委員会委員の委嘱について

生涯学習推進室

## 1. 和泉市生涯学習推進委員会の目的

和泉市附属機関に関する条例に基づき、生涯学習施策の総合的な推進に向けた協議、検討及び調整を行う。

## 2. 委員構成

- ・社会教育関係団体（7名）
- ・学識経験者（1名）
- ・公募市民（2名）

## 3. 任期

令和8年3月1日から令和10年2月29日まで

## 4. 関係法令抜粋

【和泉市附属機関に関する条例】抜粋  
(設置)

第1条 法律に定めがあるもの又は別に条例に定めるものを除くほか、市が設置する執行機関の附属機関を次のとおりとする。

- (1) 市長の附属機関 略
- (2) 教育委員会の附属機関

| 名称           | 担任する事務                            |
|--------------|-----------------------------------|
| 和泉市生涯学習推進委員会 | 生涯学習施策の総合的な推進に向けた協議、検討及び調整に関すること。 |

(委任)

第2条 法律若しくはこれに基づく政令又は別に条例に定めのあるものを除くほか、市が設置する附属機関に関する必要な事項は、その属する執行機関が別に定める。

【和泉市生涯学習推進委員会規則】抜粋  
(組織)

第3条 委員会は、委員12人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。

- (1) 関係団体の代表
- (2) 学識経験者
- (3) 公募による市民

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。

2 任期途中で委員を変更する場合、後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

## 【和泉市生涯学習推進委員名簿（案）】

（順不同・敬称略）

| No. | 氏名                 | 所属                 | 備考                | 任期                         |
|-----|--------------------|--------------------|-------------------|----------------------------|
| 1   | 小路山 彰<br>こじやま あきら  | 和泉市文化協会            | 1号委員<br>(関係団体の代表) | 令和8年3月1日から<br>令和10年2月29日まで |
| 2   | 宮脇 憲子<br>みやわき のりこ  | 和泉市PTA協議会          |                   | 令和8年3月1日から<br>令和10年2月29日まで |
| 3   | 千葉 昌一<br>ちば しょういち  | 和泉市こども会育成連絡協議会     |                   | 令和8年3月1日から<br>令和10年2月29日まで |
| 4   | 横田 棕<br>よこた りょう    | 和泉市こども会リーダークラブ     |                   | 令和8年3月1日から<br>令和10年2月29日まで |
| 5   | 澤村 直幸<br>さわむら なおゆき | 和泉市青少年指導員協議会       |                   | 令和8年3月1日から<br>令和10年2月29日まで |
| 6   | 立石 武弘<br>たていし たけひろ | 和泉市体育協会            |                   | 令和8年3月1日から<br>令和10年2月29日まで |
| 7   | 押田 弘子<br>おした ひろこ   | いずみ識字ボランティアの会      |                   | 令和8年3月1日から<br>令和10年2月29日まで |
| 8   | 井上 敏<br>いのうえ さとし   | 桃山学院大学<br>(経営学部教授) | 2号委員<br>(学識経験者)   | 令和8年3月1日から<br>令和10年2月29日まで |
| 9   | 小林 順子<br>こばやし じゅんこ | 公募による市民            | 3号委員<br>(公募市民)    | 令和8年3月1日から<br>令和10年2月29日まで |
| 10  | 神谷 雅之<br>かみたに まさゆき | 公募による市民            | 3号委員<br>(公募市民)    | 令和8年3月1日から<br>令和10年2月29日まで |

叙勲について

学校教育室

【死亡叙勲】

受章者氏名 元和泉市立南松尾はつが野学園校長 小川 秀幸(66歳)

受章者居住地 堺市南区御池台

叙勲名 瑞宝双光章

位記 従七位

略歴 昭和56年 和泉市立石尾中学校教諭  
昭和58年 和泉立南池田中学校教諭  
平成5年 和泉市立石尾中学教諭  
平成16年 和泉市教育委員会事務局指導主事  
平成19年 和泉市教育委員会事務局人権教育担当課長  
平成24年 和泉市教育委員会事務局指導室長  
平成26年 和泉市教育委員会事務局教育指導監  
平成28年 和泉市立南松尾小学校長  
平成29年 和泉市立南松尾はつが野学園校長  
平成29年 退職  
  
平成29年 和泉市教育委員会教育長  
令和6年 退職

伝達日 令和8年2月8日

## 2027年「和泉市はたちのつどい」開催概要

生涯学習推進室

◆日 程：令和9年1月11日（月・祝）

◆場 所：和泉シティプラザ 弥生の風ホール（和泉市いぶき野五丁目4番7号）

◆対 象：平成18年4月2日から平成19年4月1日の間に生まれた方

◆時間・対象校区：

【1部】 10時00分～

主に、和泉中学校・南池田中学校・槇尾中学校区（対象予想人数：646人）

【2部】 11時30分～

主に、郷荘中学校・光明台中学校・信太中学校区（対象予想人数：642人）

【3部】 13時30分～

主に、南松尾はつが野学園・北池田中学校・富秋中学校・石尾中学校区（対象予想人数：585人）

◆内 容：式典・アトラクション 等

◆主 催：和泉市・和泉市教育委員会

◆企 画：「和泉市はたちのつどい」企画委員会